

第 2 章

全体構想

基本理念

1. 目指すべき都市像

都市計画法第2条では、都市計画の基本理念を、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られること」としています。

現在、人口減少・少子高齢化の進行などの社会情勢の変化とともに、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するためには、これまでの市街地拡大を前提とした都市計画のあり方を転換し、既存ストックを活かした集約型の都市構造を目指すことが求められます。そのためには、都市全体を見渡ししながら、市民生活を支える医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が集積し、居住を含めたコンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要になります。

三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）では、三原市のまちづくりで大切にすることは「元気」であると定め、市民1人ひとりが力を結集して、世界へはばたく元気な三原の実現をめざし、本市の将来像を「行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら」と掲げています。この「元気」を創造するためには、市民生活を支えるハード・ソフトの両面が整った「安全・安心・快適」に暮らせるまちづくりが土台となります。

このような状況を踏まえ、本計画では、集約型の都市構造を目指し、以下の3つの方針に基づいてまちづくりを推進します。

＜まちづくりの方針＞

- 元気** : 個性と魅力ある拠点の形成、産業の活性化、交流人口の拡大、
地域への愛着の醸成などによる、「元気」のあるまちづくり
- 安全・安心** : 生活の根底となる誰もが健やかに暮らし、災害の危険性の低い、
「安全・安心」なまちづくり
- 快適** : 生活基盤などが充実した快適で質の高い住環境の形成、
都市と農村、自然との調和した、「快適」なまちづくり

以上から、本計画における都市の将来像を以下のとおりに定めます。

＜目指すべき都市像＞

安全・安心・快適、そして元気に住み続けられるまちづくり

＜都市計画マスタープランの達成度を計る指標＞

今後も住み続けたい市民の割合80%以上

計画の達成度を計るため、市民満足度調査の今後の居住意向で「住み続けたい・住み続けても良い」と回答した市民の割合を、平成30(2018)年の71.7%から過去最高だった平成25(2013)年の83.6%と同程度の水準まで引き上げ、平成37(2025)年までに80%以上にするという指標を設定します。

＜達成度を計る指標の考え方＞

- 今後の居住意向で「住み続けたい・住み続けても良い」と回答した市民の割合は、最も高かった平成 25 年の 83.6%から減少傾向で、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害後に実施した調査では、71.7%にまで低下しています。
- 県内の他都市における居住意向を見ると、A 市の 88.3%が最も高く、続いて D 市の 81.0%、B 市の 78.9%となっています。
- 以上のことから、かつての高い水準への回復を目指し、都市計画マスタープランの達成度を計る指標を「今後も住み続けたい市民の割合 80%以上」と設定します。

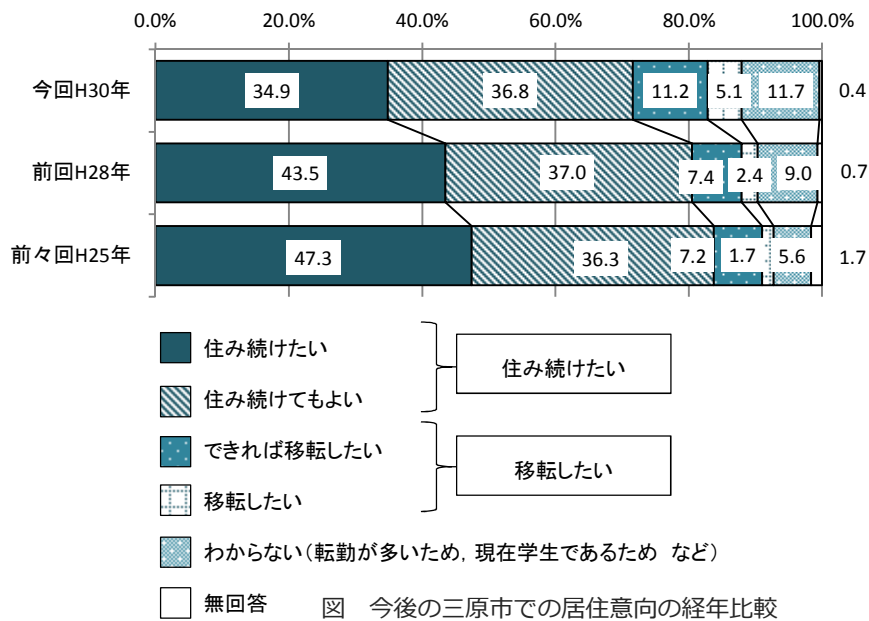


表 今後の三原市での居住意向の地域別分類, 前回・前々回調査比較

	今回 H30				前回 H28			
	三原	本郷	久井	大和	三原	本郷	久井	大和
住み続けたい (A)	34.5%	35.7%	37.2%	36.4%	45.1%	37.7%	38.0%	39.1%
住み続けてもよい (B)	36.7%	37.3%	40.0%	34.7%	36.8%	43.1%	36.9%	28.7%
住み続けたい (A+B)	71.2%	73.0%	77.2%	71.1%	81.9%	80.8%	74.9%	67.8%
前回,前々回の比較	-10.7%	-7.8%	2.3%	3.3%	-3.3%	-5.1%	-11.1%	-15.6%
できれば移転したい (C)	10.8%	11.9%	11.6%	14.8%	6.3%	9.6%	11.7%	14.9%
移転したい (D)	5.3%	6.0%	3.2%	2.1%	2.4%	1.8%	2.2%	3.4%
移転したい (C+D)	16.1%	17.9%	14.8%	16.9%	8.7%	11.4%	13.9%	18.3%
わからない	12.4%	8.5%	8.1%	11.3%	8.9%	7.2%	10.1%	12.6%

表 県内の他都市における居住意向

都市名	A市	B市	C市	D市	E市
調査年	H29	H27	H27	H30	H28
住み続けたい (A)	48.8%	-	43.8%	53.9%	-
住み続けてもよい (B)	39.5%	-	32.3%	27.1%	-
住み続けたい (A+B)	88.3%	78.9%	76.1%	81.0%	71.5%
できれば移転したい (C)	4.9%	-	19.9%	-	-
移転したい (D)	1.8%	-	3.5%	-	-
移転したい (C+D)	6.7%	7.2%	23.4%	9.9%	11.4%
わからない	3.3%	12.8%	-	7.9%	8.9%

2. 集約型の都市構造に向けて

集約型の都市構造を構築するためには、市域全体を見渡しなが、市民生活を支える医療・福祉・子育て支援・商業等の各種機能の集積状況や、将来の都市の姿を展望し、必要な都市機能をどこへ、どのように集積していくかの方向性を示し、都市の骨格的な構造を明らかにする必要があります。都市の骨格的な構造については、「生活拠点」と「都市内連携軸」により構成するものとし、生活拠点は、「都市生活拠点」と「地域生活拠点」の2つの種類に区分します。都市生活拠点は、高い公共交通の利便性を活かし、商業・業務など高次の都市機能等が集積し、今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに、市内外における都市活動の中心的な役割を担う拠点とします。また地域生活拠点は、日常生活に必要なサービス機能が集積する既存集落で、今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに、公共交通等の複数の交通手段によりネットワークを形成する拠点とします。さらに、都市内連携軸は、高齢者など自動車を自由に使えない人の移動環境に配慮し、公共交通を主体とした路線をはじめ、都市の骨格を形成する主要な幹線道路であり、各拠点間の連携を強化する動線とします。

集約型の都市構造に向けて、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、拠点の魅力を高めることで、そこへ住みたいと考える人や公共交通等により拠点を利用しやすい場所への居住を増やしていくこと、そして一定の人口密度に支えられる各種の都市機能が集積していくことにより、将来的にまちがコンパクト化していく方向へ誘導することが必要です。

本市が目指すコンパクトなまちづくりは、一極集中的なものではなく、市域全体を見渡し、一定の都市機能の集積や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた地区など、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて複数の生活拠点を設定します。そして、これら複数の生活拠点が公共交通を主体とした主要な幹線道路網によりネットワークを形成する、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。

また、人口密度が低く、小規模な集落が広い範囲に点在している地域は、それぞれの集落の中で、日常生活に必要な各種サービス機能の維持が困難な状況にあります。これらの地域については、市民生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする「小さな拠点」※¹づくりや「集落ネットワーク圏」の形成をはじめとした取組みを進める中で、誰もが安心して住み続けられる生活圏の形成を目指します。

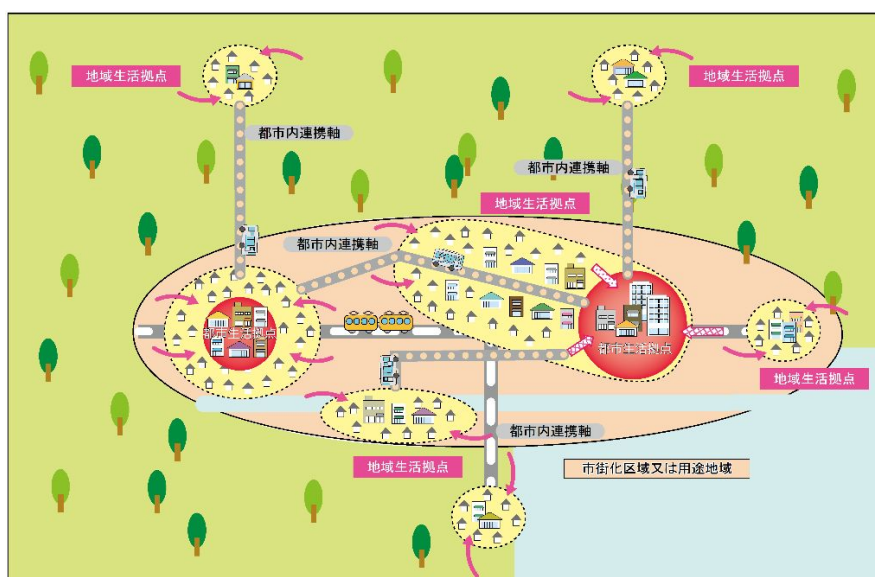


図 集約型都市構造のイメージ

※ 1 小さな拠点や集落ネットワーク圏は、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを合わせ技でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組みです。

3. 都市づくりの方向性

1 「元気」なまちづくり

○個性と活力ある拠点づくり

城下町の特長を活かすとともに、高次都市機能の集積・誘導により魅力と活力ある拠点市街地を形成します。

○産業の活性化と職住バランスの向上

多様な産業の受け皿として産業用地の創出に取り組むとともに、移住・定住を促進するための居住環境を形成します。

○交流人口拡大と地域の愛着醸成

観光拠点と交通機能のネットワークを強化することにより、市内外の人が訪れ交流することにより、交流人口拡大と地域への愛着を醸成します。

2 「安全・安心」なまちづくり

○誰もが暮らしやすい生活環境の確保

誰もが暮らしやすい生活環境を確保するため、医療や福祉・商業など都市機能の集積を誘導するとともに、骨格道路の整備や、公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

○健やかに暮らせる保健・福祉環境の整備

健やかに暮らせる環境づくりのため、バリアフリーを推進します。

○災害に強い市街地の形成

風水害や土砂災害等の災害を防止又は軽減するための施設整備を推進するとともに、密集市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進や警戒避難体制の整備を図ります。

3 「快適」なまちづくり

○快適で質の高い住環境づくり

日常生活に欠かせない生活道路、公園、上下水道などの生活基盤を計画的に整備し、快適で質の高い住環境を整備します。

○自然と調和した土地利用の推進

瀬戸内海国立公園や県立自然公園などの恵まれた自然環境や優良な農地を保全するとともに、都市緑化や市民農園などを進め、自然と共生する土地利用を推進します。

○環境負荷の軽減

公共交通の利用促進や骨格道路整備など交通渋滞緩和により温室効果ガスを排出抑制するとともに、ごみの減量化、資源化、水資源・廃棄物の再生利用を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

4. 将来都市構造

1 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市に必要な機能をどこへ、どのように集積、形成するかの方角性を示し、将来における都市の骨格的な姿を明らかにするものです。本計画では、長期総合計画（みはら元気創造プラン）や備後圏都市計画区域マスタープラン、本郷都市計画区域マスタープランの将来都市構造との整合性を図りながら、将来都市構造を「ゾーン」「拠点」「都市軸」により示します。

今後、人口減少、少子高齢化の進行が予想されることや環境保全の観点から、集約型の都市構造に向けて、コンパクトなまちづくりを進めるために「ゾーン」「拠点」「都市軸」を設定し、必要な機能の集積や拠点間の連携強化を図り、持続可能で一体的なまちづくりをめざします。

- ゾーン**：拠点、都市軸の配置の前提となる、地勢や土地利用が一定のまとまりをもつ空間
- 拠点**：都市活動や日常生活に必要な機能を集積し、生活、産業、交流の中心的役割を担うべき市街地、既存集落等
- 都市軸**：道路、公共交通など複数の交通施設からなり、広域、都市間、都市内の連携を強化する主要な動線

2 ゾーンの設定

一定のまとまりのある地勢や土地利用の維持を図るため、「市街地」「農住共存地」「山地」「農村集落地」をゾーンとします。

- 市街地ゾーン**：市街化区域及び用途地域の区域
- 農住共存地ゾーン**：市街地ゾーン周辺の農村集落の区域
- 山地ゾーン**：市街地ゾーン、農住共存ゾーンを取り囲む山地の区域
- 農村集落地ゾーン**：中山間地域、瀬戸内海沿岸、離島地域の区域

3 拠点の形成

拠点性を備えた複数の地区と、それを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展をめざしたまちづくりを行うため、「生活拠点」「産業拠点」「交流拠点」の形成を図ります。

- 生活拠点**：都市機能が集積する市街地や、日常生活に必要な機能の集積する既存集落で、さらなる機能集積や生活機能の維持・強化を図るべき拠点
- 産業拠点**：製造業、流通業など産業が集積する拠点、及び新規工業用地の整備が計画され、今後、産業の集積を図るべき拠点
- 交流拠点**：レクリエーション機能や優れた自然環境、歴史・文化資源が集積する拠点

（１）生活拠点

都市計画区域内において、公共交通のサービス水準が高く、都市機能の集積を図る生活拠点として、三原駅周辺地区と本郷駅周辺地区を「都市生活拠点」に位置付けます。

また、都市計画区域外を含め、市域全体において、日常生活に必要な施設の集積を図る生活拠点として、10の地区を「地域生活拠点」に位置付けます。

○**都市生活拠点**：【三原駅周辺地区】

市役所、総合保健福祉センター等の公共公益施設や商業・業務機能など既存の集積と、JR 三原駅、三原内港など交通拠点を活かし、市域における都市活動の中心を担うため、中心市街地に高次都市機能の集積を図ります。

【本郷駅周辺地区】

本郷支所、保健福祉センター等の公共公益施設や商業・業務機能の集積と、広島空港、山陽自動車道本郷 IC に近接する交通条件を活かして、周辺地域住民の生活利便を向上するための基礎的な都市機能の集積を図ります。

○**地域生活拠点**：【糸崎駅周辺、須波駅周辺、須波ハイツ、安芸幸崎駅周辺、沼田東町、小泉町、久井町江木、久井支所周辺、大和支所周辺、大和町和木の10地区】

鉄道駅周辺、久井支所、大和支所周辺等の既存集落において、地域住民の日常生活の利便性を確保するため、生活機能の維持・向上を図ります。

（２）産業拠点

三原臨港産業地区、三原西部工業団地（小原地区、惣定地区）、広島臨空産業団地、本郷産業地区、久井工業団地、大和工業団地と本郷産業団地、大和フライト産業団地を産業拠点に位置付けます。事業の高度化・多様化や新たな産業の立地により、さらなる産業集積を図ります。

（３）交流拠点

三原城跡周辺地区、須波地区、佐木地区、新高山城・高山城跡周辺地区、広島空港周辺地区、中央森林公園、船木峡周辺地区、佛通寺地区、向用倉地区、御調八幡宮地区、三河ダム周辺地区、野間川ダム周辺地区、宇根山周辺地区、白竜湖周辺地区、芦田川源流周辺地区を交流拠点に位置付けます。

レクリエーション機能や優れた自然環境、歴史・文化資源を活かして、自然体験、農業体験をはじめとした多様な交流の促進を図ります。

4 都市軸の形成

広域、都市間、都市内の連携を担う「広域連携軸」「都市間連携軸」「都市内連携軸」の形成を図ります。

- 広域連携軸**：広域的な地域間連携や空港・港湾等への連結を担う軸
- 都市間連携軸**：広域連携軸を補完し、近隣市町との連携や拠点間の連携を担う軸
- 都市内連携軸**：都市間連携軸を補完し、市内各地域の拠点間の連携を担う軸

（１）広域連携軸

広島空港、山陽自動車道、地域高規格道路福山本郷道路、広島中央フライトロード、国道２号、国道１８５号、ＪＲ山陽新幹線、ＪＲ山陽本線を広域連携軸に位置付け、連携機能を強化して東西方向、南北方向の物流や広域交流の促進を図ります。

（２）都市間連携軸

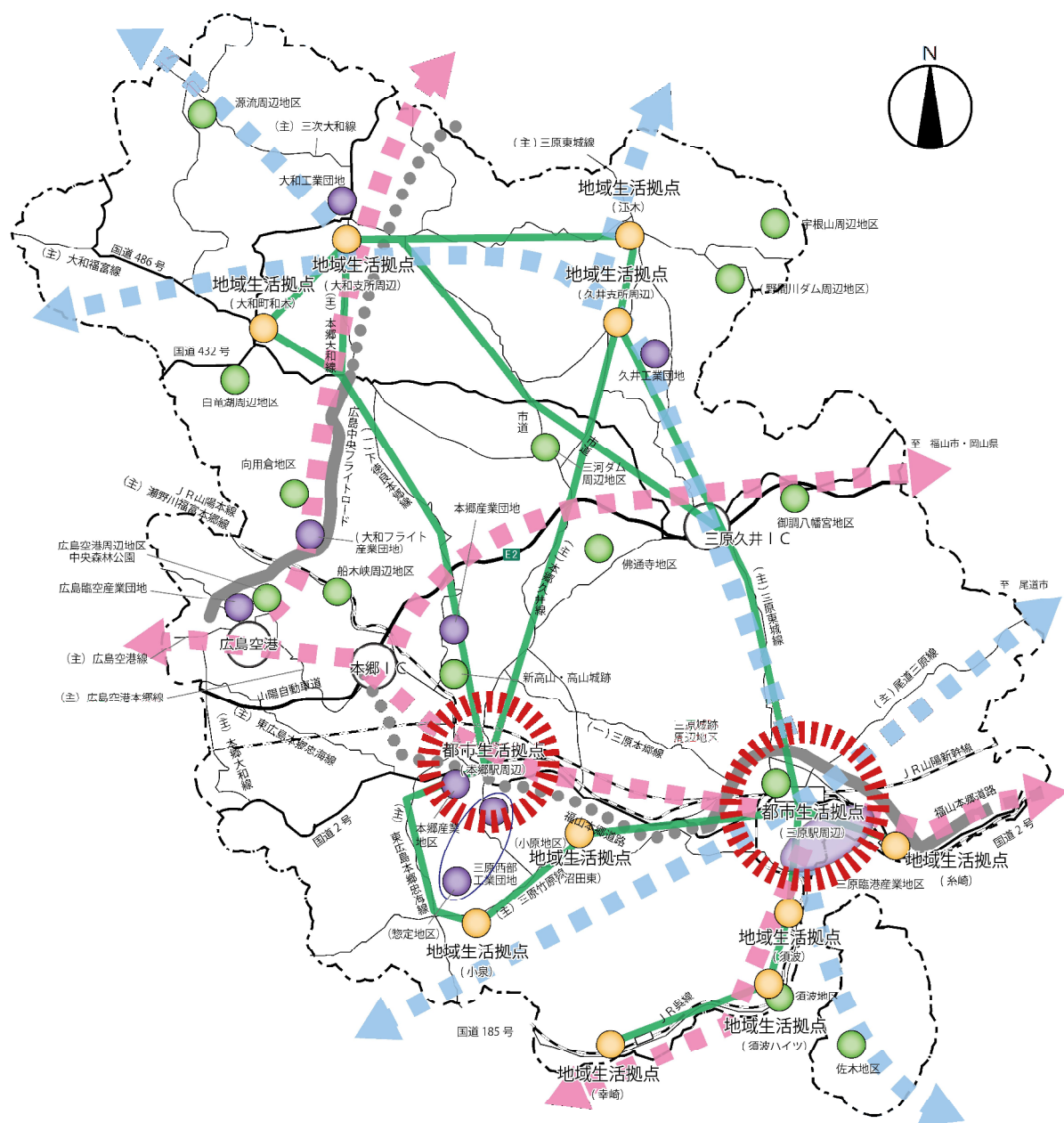
国道２号、国道１８５号、ＪＲ山陽本線の機能強化とともに、（主）※^１三原東城線、（主）尾道三原線、（主）三原竹原線、ＪＲ呉線、航路等を都市間連携軸に位置付け、連携機能を強化して都市間交流の促進を図ります。

（３）都市内連携軸

（主）本郷久井線、（一）※^２下徳良本郷線、（一）三原本郷線、路線バスなど公共交通ネットワーク等を都市内連携軸に位置付け、連携機能を強化して三原地域、本郷地域、久井地域、大和地域の一体的な発展をめざします。

※１ 主要地方道

※２ 一般県道



凡 例			
	市境界		都市生活拠点
	広域連携軸		地域生活拠点
	都市間連携軸		産業拠点
	都市内連携軸		交流拠点
	地域高規格道路 (整備済み)		
	地域高規格道路 (事業中)		
	地域高規格道路 (計画路線)		

図 将来都市構造図 (拠点・都市軸)

5 コンパクト&ネットワークの形成

居住、就労、教育、文化、医療、買物、レクリエーションなど都市活動の中心である都市計画区域においては、立地適正化計画制度の活用により、コンパクト&ネットワークによる集約型の都市構造を形成し、持続可能なまちづくりをめざします。

立地適正化計画では、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス施設や地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）を定めます。また、居住誘導区域内における生活サービス施設の効率的な提供が図られるよう都市機能誘導区域を定めるとともに、都市機能を増進させる誘導施設も併せて定める必要があります。

本市における居住誘導区域は、備後圏都市計画区域の市街化区域内、本郷都市計画区域の用途地域内に設定し、都市機能誘導区域は、本計画において都市生活拠点として位置づけている三原駅周辺及び本郷駅周辺に設定します。そして、これらの誘導区域へのアクセスは、路線バス等の公共交通を軸にネットワークを形成することにより、コンパクト&ネットワークの都市構造を形成します。

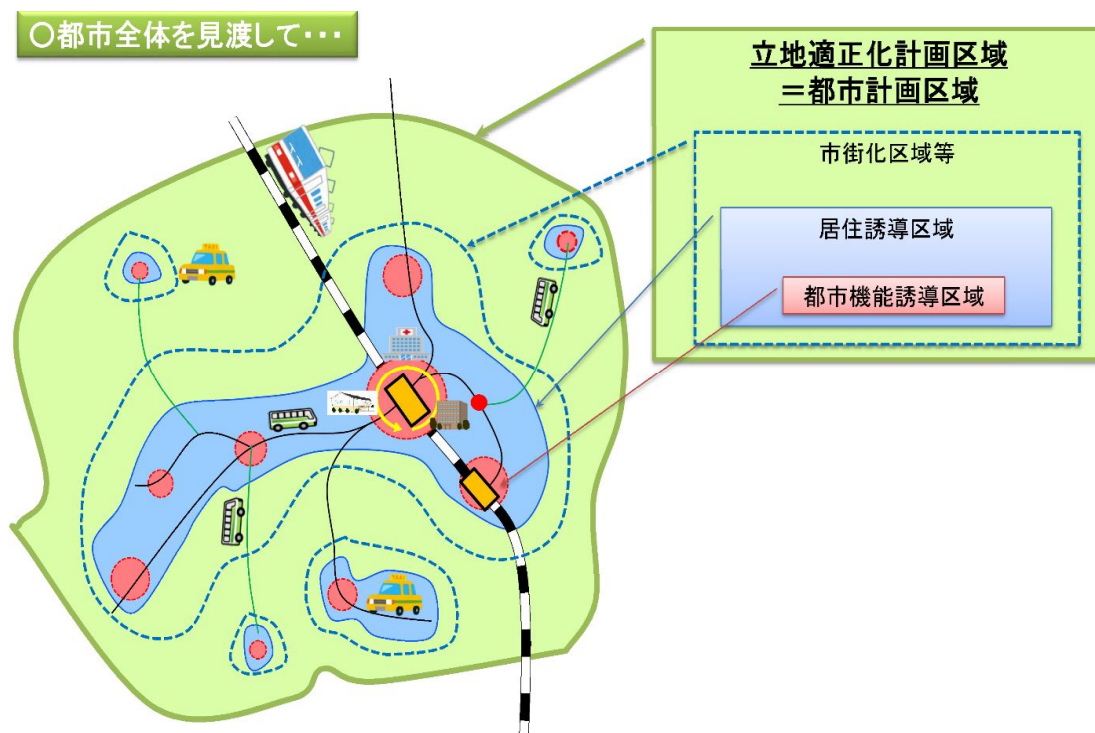


図 立地適正化計画の区域

【資料 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）】

6 都市生活拠点と産業発展軸

立地適正化計画制度の活用により、都市生活拠点への都市機能の集積と住宅市街地の環境整備を図るとともに、広島空港、山陽自動車道本郷 IC、重要港湾尾道糸崎港を結ぶ軸を「産業発展軸」と位置付け、製造業、流通業等の産業集積を促進することで、職住の近接した市街地の維持、形成を図ります。

また、都市生活拠点間の連携と物流機能の強化を図り、2つの都市生活拠点と産業拠点が一体的に都市活動を支え、発展する都市をめざします。

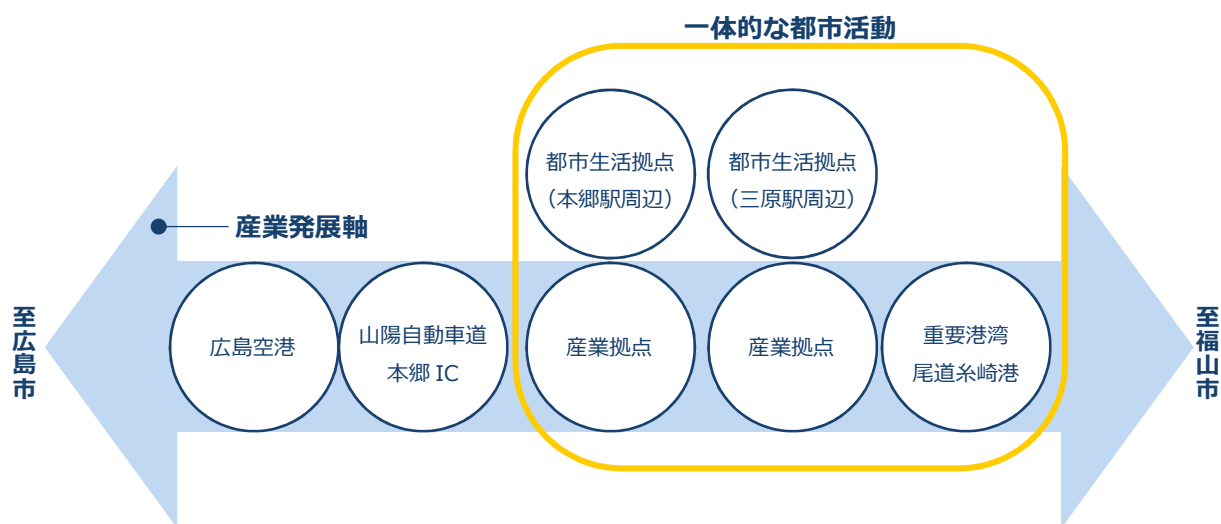


図 都市生活拠点と産業発展軸のイメージ

分野別方針

分野別の方針は「土地利用の方針」「都市施設の整備方針」「市街地の整備方針」「自然環境・景観の保全・形成の方針」「安全・安心なまちづくりの方針」の5つの分野で構成します。

安全・安心・快適、そして元気に住み続けられるまちづくり

1. 土地利用の方針

- 1 都市的土地利用
- 2 自然的土地利用
- 3 課題に対応した土地利用の誘導

2. 都市施設の整備方針

- 1 交通体系の整備方針
- 2 都市公園・緑地の整備方針
- 3 下水道の整備方針
- 4 その他都市施設の整備方針

3. 市街地の整備方針

- 1 市街地・開発地
- 2 公共施設

4. 自然環境・景観の保全・形成の方針

- 1 自然環境の保全・再生
- 2 景観の保全・形成

5. 安全・安心なまちづくりの方針

- 1 災害に強い都市基盤の整備
- 2 建築物の不燃化、耐震化
- 3 防災体制の確立、強化
- 4 交通安全・防犯対策の推進

1. 土地利用の方針

＜基本的な考え方＞

- 人口減少・少子高齢化の進行をふまえ、一定の人口密度を保ち、日常生活に必要な都市機能が集積された集約型都市構造の実現を目指します。
- 利便性の高い都市環境と自然環境が調和した土地利用の誘導を図るため、自然環境や営農環境の保全に取り組みます。

1 都市的土地利用

（１）市街地

①中心商業地及び周辺商業地

- JR 三原駅周辺や三原城跡周辺地区の商業地域を「中心商業地」とし、恵まれた交通条件を活かして高密度な土地利用を誘導します。
- 中心商業地及びこれと隣接する「周辺商業地」は、商業・業務機能や公共公益施設等が集積するとともに、城下町の歴史・文化が残る三原の顔でもあることから、一層の都市機能の集積と都市型居住を促進し、複合的土地利用を誘導することで、本市の中核を担う利便性の高い市街地の形成を図ります。
- 広域的都市機能である大規模集客施設については、原則として中心商業地への立地を誘導することとし、それ以外の地域では、特別用途地区や地区計画等の活用により立地を抑制します。

②近隣商業地

- JR 本郷駅及び JR 糸崎駅周辺の商業地については、住環境との調和を図りながら、商業・業務機能など既存の集積を活かした土地利用を誘導し、周辺地域の住民にとって生活利便性の高い市街地の形成を図ります。

③沿道型住環境整備地

- 主要地方道尾道三原線や宮浦大通り、学園通りなど幹線道路沿道については、自動車修理工場や沿道サービス施設など、沿道における業務の利便を増進しながら、これと調和した住環境の保護を図ります。

④複合住宅地

- 住宅と店舗、事務所等が混在する住宅地については、商業・業務との調和を図りながら住環境の保全を図ります。

⑤専用住宅地

- 沼田西町あやめヶ丘団地や本郷南の東本通地区など、市街地周辺部で計画的に整備された住宅団地等については、地区計画や建築協定等により、今後とも低層住宅を中心とした良好な住環境の保全を図ります。
- 既に市街化した住宅地や、今後、市街化の進行が想定される住宅地については、用途の混在を防ぎながら、地区計画や開発許可制度等により良好な住宅市街地の形成を図ります。

（２）工業地

- 臨港部の既存工業地については、事業の高度化、多様化を支援する観点から、産業振興施策と連携しながら、適切な土地利用を誘導します。
- 貝野地区の埋め立てによる新規工業地については、工業系用途の指定などにより、工業用地として、適切な土地利用を誘導します。
- 内陸部の三原西部工業団地や本郷産業団地等については、恵まれた交通条件を活かした新たな産業集積を促進する観点から、適切な土地利用を誘導します。
- 本郷産業団地については、工業系の用途地域や地区計画等の指定を検討します。
- 環境を悪化する恐れのない工場が立地する軽工業地については、周辺環境に配慮しながら複合的な土地利用を誘導します。

（３）新市街地

- 松浜地区（２工区）については、臨海部の新たな賑わいづくりのため、交流厚生用地や緑地として、複合的な土地利用を誘導します。

（４）既存集落等

- 市街化調整区域等の既存集落等については、良好な生活環境、営農環境を保全します。
- 都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域では、ゆとりある生活環境の形成、保全のため、地域特性に応じた土地利用の誘導に努め、必要に応じて特定用途制限地域の指定や建築物の形態制限の見直しを検討します。

2 自然的土地利用

（１）農用地

- 農地は、生産や景観、自然災害の防止等の機能を有していることから、農業施策との連携のもと、優良な農地である農用地の保全を図ります。

（２）森林

- 景観、自然環境を特徴付け、自然災害の防止、水源涵養等に寄与する森林は、良好な緑として保全を図ります。
- 森づくり事業や造林事業を活用し森林の健全化に努めます。

（３）自然公園

- 瀬戸内海国立公園や仏通寺御調八幡宮県立自然公園、竹林寺用倉山県立自然公園等については、豊かな自然環境を保全するとともに、環境保全施策や観光振興施策と連携しながら、自然とふれあうレクリエーション機能として活用を図ります。

3 課題に対応した土地利用の誘導

(1) 市街化区域内の低未利用地

- 市街化区域において、相当規模の土地が低・未利用の状態のまま存続することで、にぎわいの喪失や住環境の悪化など、周辺地域の計画的な土地利用に支障をきたす場合は、社会経済情勢の変化や土地利用動向を踏まえ、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導します。また、必要に応じて地区計画の活用等により、道路、公園等の整備を促進し、良好な市街地の形成を図ります。
- 市街化区域内の現に市街化していない区域において、災害リスクが高く、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備見込み等を踏まえ、当該区域の市街化を抑制することが望ましい区域については、市街化調整区域への編入等を検討します。
- 市街化区域内農地において、公害又は災害の防止等、良好な居住環境の確保に相当な効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適している農地については、生産緑地地区制度の活用を検討します。
- 市中心部の既存工業地において、相当規模の土地が低・未利用の状態になることが予想され、周辺地域と一体となって、商業・業務機能の集積、居住地の確保等、集約型都市構造の形成に資する場合は、土地利用の転換を図るために用途地域の変更を検討します。また、その際には地区計画の活用等により、道路・公園等の基盤整備を促進し、良好な市街地の形成を図ります。

(2) 公共施設等の総合マネジメントによる公的不動産の活用

- 公共施設の統廃合等により発生した未利用の公的不動産は、立地適正化計画制度による都市機能誘導区域内では、不足する都市機能を誘導するための用地として活用を検討します。また、居住誘導区域内においては、居住を誘導するための受け皿として、民間活用を含め定住促進用地としての活用を進めます。

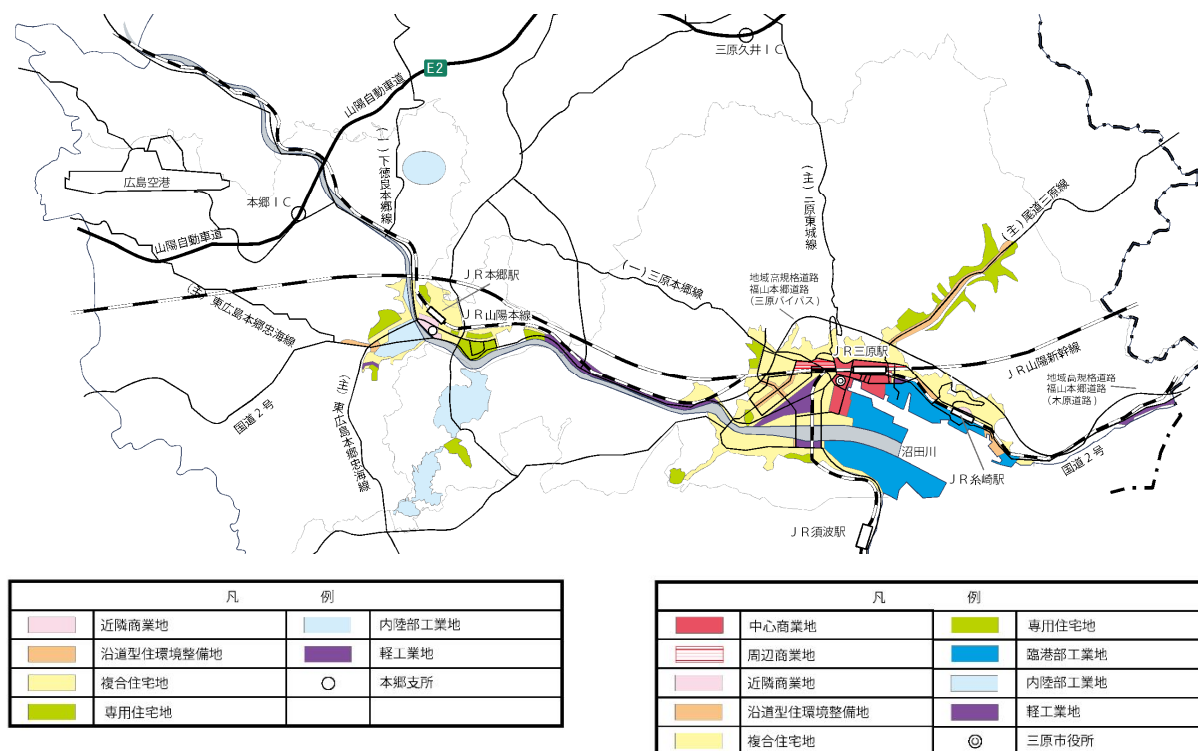


図 土地利用方針図

2. 都市施設の整備方針

＜基本的な考え方＞

- 交通流動の円滑化を図るため、種別・役割に応じた道路整備を推進し、道路の役割・機能分担による道路体系を確立します。
- 過度の自動車利用から公共交通による移動を中心としたライフスタイルへの転換を促進するため、地域公共交通網形成計画との連携のもと、利用者ニーズや地域の状況に応じた、公共交通体系の再編を図ります。
- 緑豊かな都市環境を形成するため、「緑の基本計画」を策定し、市民と行政の協働のもと、公園・緑地の総合的な整備を推進します。
- 快適で安全な市民生活を確保するため、污水处理施設の整備、浸水対策等の都市基盤整備を推進するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

1 交通体系の整備方針

(1) 道路

①幹線道路（高規格幹線道路・地域高規格道路・広域道路）

- 市街地の渋滞緩和と災害など緊急時の道路ネットワーク、また産業活動を支える物流機能の強化を図っていくため、地域高規格道路福山本郷道路をはじめとする幹線道路網の整備を進めるとともに、地域高規格道路福山本郷道路の計画区間についても、国などの関係機関と連携し、機能強化に向けた取り組みを進めます。
- 都市計画決定から長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路で、社会経済情勢の変化等に伴い決定当初の位置付けや必要性に変化が生じている路線については、必要な都市計画変更の手続きを進めます。

②生活道路

- 市道は身近な生活道路として、生活環境の向上のため、必要な道路整備を進めます。なお、整備に当たっては、生活利便性や災害時の避難など様々な条件を勘案し、整備が必要な箇所を抽出し、計画的に推進します。

③道路・歩行者空間のバリアフリー化

- 三原市交通バリアフリー基本構想に基づき、特定経路の整備について関係機関と調整し、バリアフリー化を進めます。
- 中心市街地など交流の拠点となる地区では、旅客施設や建築物、道路、公園、駐車場における、一体的・連続的な歩行者空間を確保するための施策を検討します。
- 高齢者、障害者等の通行の安全性を確保するために、歩道の修繕や放置自転車対策等により、安全で快適に通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- 高齢者や障害者等をサポートする意識の醸成や道路利用者のマナー向上に向けて、関係機関と連携を図りながら、広報、啓発活動に取り組みます。
- 拠点部への自家用車の流入の抑制について検討します。
- 中心市街地や住宅地等の市街地では、都市計画道路等による歩道の整備や地域特性に応じたコミュニティ道路^{※1}の整備により、安心して快適な自転車・歩行者空間の確保を図ります。

※1 コミュニティ道路とは、歩道と車道を分離し、自動車の速度を抑制して歩行者の安全性を確保した道路のことをいいます。

(2) 公共交通

- 市民の意向把握や公共交通に関する情報提供、意識啓発等によるモビリティ・マネジメント※¹を推進するとともに、企業等にも協力を要請し、自動車利用から公共交通機関等への転換を促進します。
- 三原市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します。

①鉄道

- 各鉄道駅については、必要に応じてパークアンドライド用の駐車場や駐輪場、バス停車場等の施設整備を推進し、交通結節点機能の強化を図ります。

②航路

- 三原内港等の旅客施設については、バリアフリー化など、すべての人が安全で快適に利用できる環境整備を図るとともに、老朽化した施設の計画的な維持管理を推進します。

③路線バス

- 都市内の連携を深め、居住、通勤、通学、通院、買物等の利用実態に配慮した、利便性の高いバスネットワークの構築を検討します。
- 路線バスの安定した走行環境を確保するため、都市計画道路等の道路整備を推進します。なお、整備に当たっては、関係機関と連携し、対象路線の抽出等を検討した上で、計画的に推進します。
- バス利用者の快適性、利便性を向上するため、バス停における上屋や駐車場、駐輪場等の基盤整備を検討します。
- 交通空白・交通不便地区※²では、地域の協力を得て、実情に即したコミュニティ交通※³の運行により、通院や買い物など公共交通の利便性の維持・向上を図ります。
- 公共交通の効率化や維持のため、利用促進策の検討を推進します。
- 路線バスについては、低床車両の導入や、わかりやすい路線案内、バスロケーションシステムの活用等により、誰もが安全で快適に利用できる環境づくりをめざします。

(3) 港湾・空港

- 重要港湾尾道糸崎港糸崎港区は、海上交通の拠点として重要な役割を果たしており、今後とも外・内貿拠点港として港湾機能や物流機能を強化するため、公共ふ頭や臨港道路等の整備を推進します。
- 広島空港が中国・四国地方の拠点空港として発展するため、航空路線の拡充などによる機能強化や新たな交通手段を含めたアクセス交通の整備・充実を促進します。
- 中央森林公園や臨空産業団地など、空港周辺施設の周知や利便性向上を通じ、誘客促進を図ります。

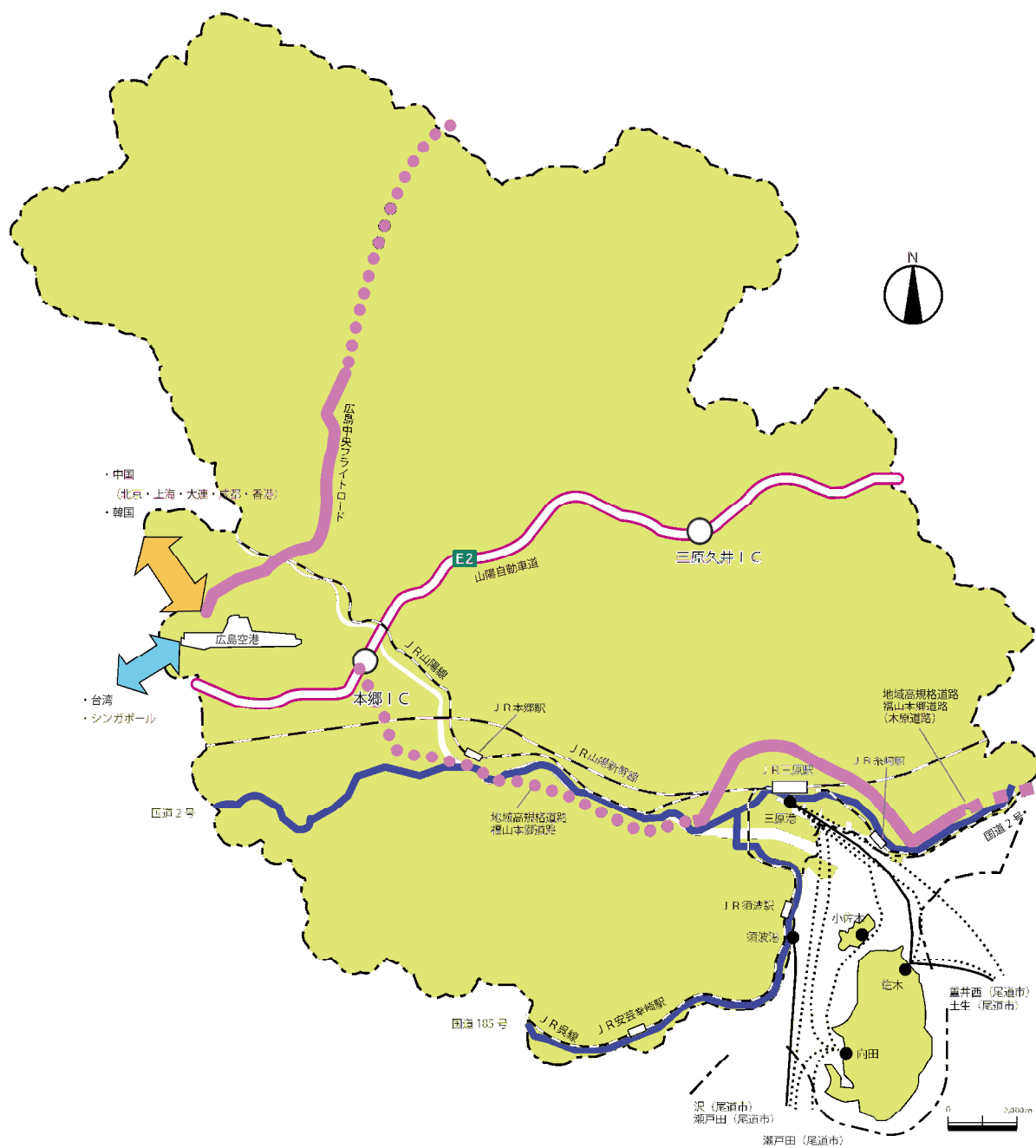


写真 広島空港

※1 モビリティ・マネジメントとは、過度に自動車に頼ることから公共交通機関や自転車等を利用するなど、市民が自主的に環境問題など社会的に望ましい方向に交通手段を転換していくよう施策や啓発などを行うことをいいます。

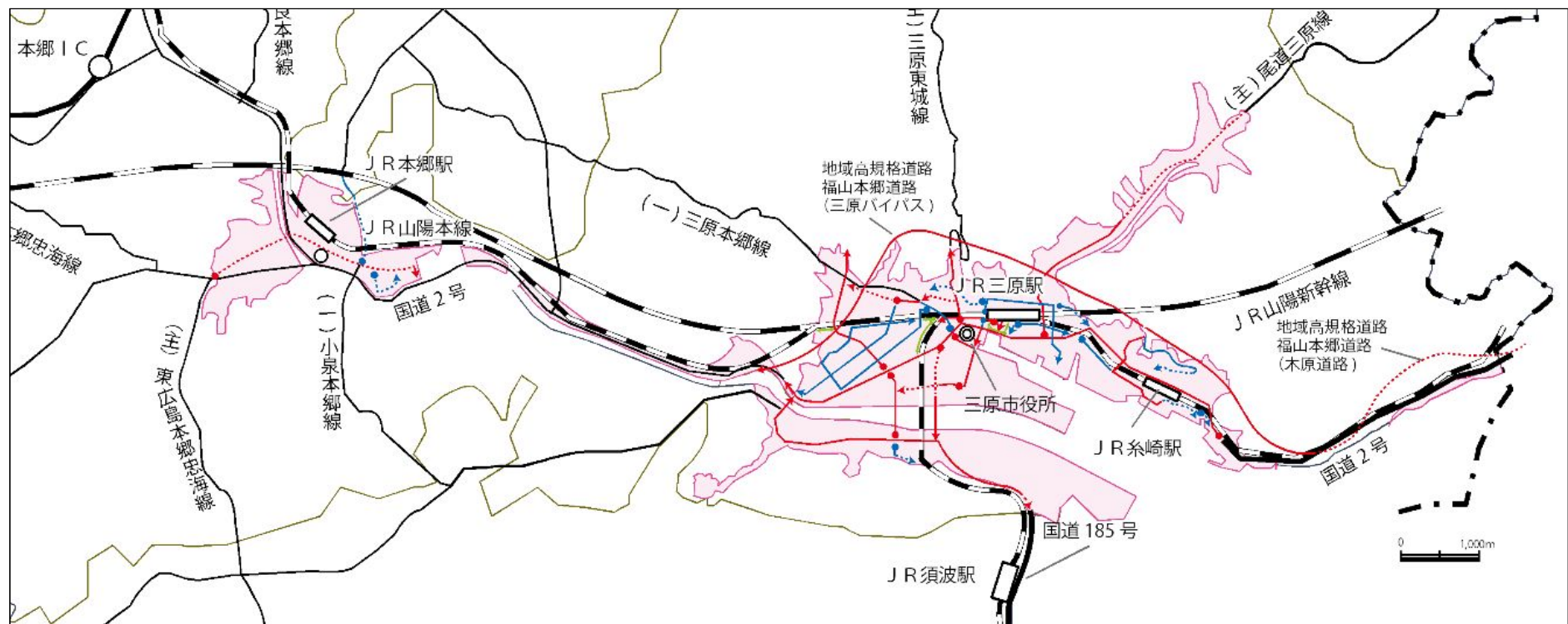
※2 交通空白・交通不便地区とは、「三原市地域公共交通網形成計画」の中に示されている地区で、バス停・鉄道駅等から300m以上離れた地区のことをいいます。

※3 コミュニティ交通とは、行政と市民との協働により、それぞれの地区の実情に即した交通事業を行うことをいいます。



凡 例			
	市境界		J R 新幹線
	高規格幹線道路		J R 在来線
	地域高規格道路 (整備済み)		フェリー航路
	地域高規格道路 (事業中)		旅客船航路
	地域高規格道路 (計画路線)		
	国道		

図 交通体系図



凡 例	
	市境界
	都市計画区域
	市街化区域・用途地域
	幹線街路
	補助幹線街路
	区画街路

図 市街地道路網整備方針図

2 都市公園・緑地の整備方針

(1) 都市公園

- 街区公園等の住区基幹公園は、市街地を中心に適正な配置・規模を確保するとともに、整備やリニューアルにあたっては、計画段階から市民の参加を促進し、市民の愛着を育む公園・緑地づくりをめざします。
- 公園を活用したイベントの開催、日常の健康づくり等の地域活動を通じて、都市公園の利用を促進し、親しまれる公園づくりをめざします。
- 安全で気軽に利用できるよう、まちづくりの一環として、市民参加による公園の維持管理を促進します。
- 三原運動公園等は、競技スポーツの普及促進等を通して利用を促進するとともに、子どもや高齢者、障害者など、すべての人が安全で快適に利用できるよう、施設の維持・充実を図ります。
- 関係部局との連携のもと、健康づくりのための環境整備を推進します。

(2) 公共施設緑地

- 緑の豊かさを感じることができるよう、教育・文化施設等の公共施設の緑化を積極的に進めます。
- 快適な沿道環境等を形成するため、街路樹の整備や、緑のオーナー制度^{※1}、マイロードシステム^{※2}の普及を図り、協働による公共施設の緑化及び維持管理を促進します。

(3) 民間施設緑地

- 緑化地域の指定等を検討し、民間の建築物の屋上、空地など敷地内の緑化を推進することにより、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 一般の住宅地において、地区計画や緑地協定等の活用を促進し、緑豊かな住環境の形成を図ります。
- 住民の緑化意識の高揚を図るため、結婚、出産を記念して行う記念樹贈呈事業を継続します。



写真 緑のオーナー制度

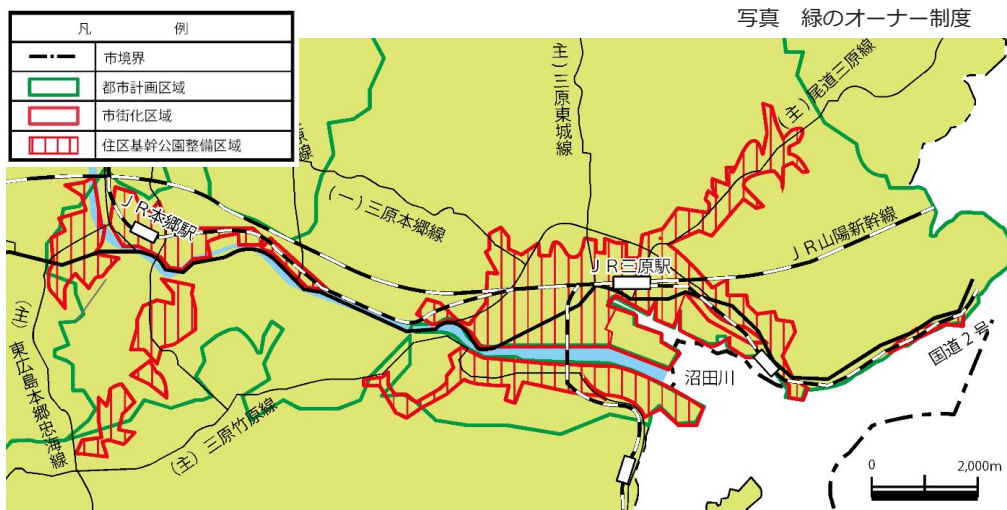


図 住区基幹公園整備方針図

※1 緑のオーナー制度とは、道路、河川等のうち、市が管理する対象区域において、花壇や植樹を無償貸付し、草花を植え管理してもらうことで、市民による緑化活動を推進していく制度です。

※2 マイロードシステムとは、広島県アダプト制度で、ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃などを行う団体、企業、個人などをマイロード活動認定団体として認定し、その活動を支援する制度です。

3 下水道の整備方針

(1) 汚水

- 市街地においては、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設整備計画に基づき整備を推進します。
- 農村・漁村集落等の生活排水は、特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、合併浄化槽のうちから集落のまとまりや特性に応じた手法を検討し、効率的な整備を推進します。

(2) 雨水

- 浸水対策のため、雨水ポンプ場の整備や排水施設の更新・改修を進めます。

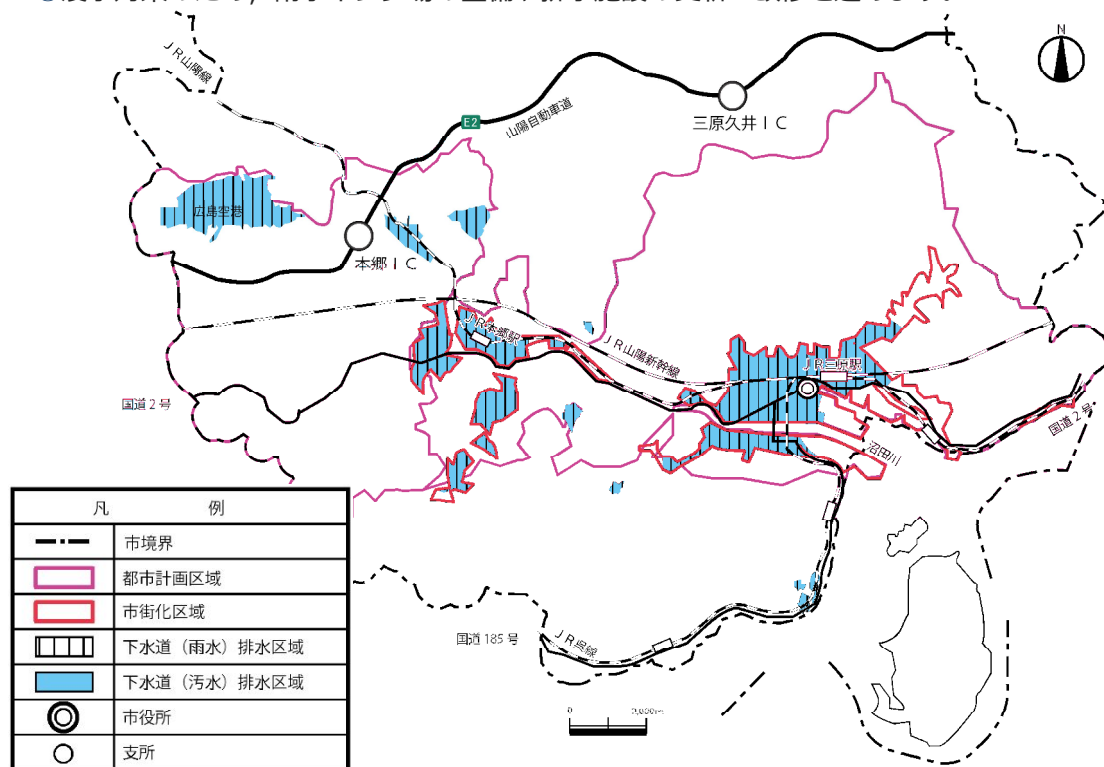


図 市街化区域・用途地域内公共下水道整備方針図

4 その他都市施設の整備方針

(1) 処理施設

- ごみ処理は、ごみの減量化、再資源化、再利用を推進し、ごみの排出を抑制するとともに、処理施設の計画的な整備等により、持続的な発展が可能な社会をめざします。
- 最終処分場については、最終処分物の減量に努め、外部搬出により延命化を図るとともに、現有施設の再生について検討を行います。
- 污泥再生処理センターにより、市域における安定したし尿・浄化槽污泥の処理を行うとともに、発生污泥の再資源化により、循環型社会の形成をめざします。

(2) 斎場

- 新たな斎場については、社会的環境等に配慮し、早期の施設整備を目指します。

(3) 駐車場

- 都市計画駐車場は、公共施設等総合管理計画施設類型別実施計画に基づき、機能・建物の更新等を進めます。

3. 市街地の整備方針

＜基本的な考え方＞

- 人口減少・少子高齢化や市街地の老朽化の進行などに対応し、誰もが快適に暮らせる良好な居住環境を確保するため、各地域の課題や特性に応じた市街地整備を推進します。
- 都市機能の集積・強化を図り、活力とにぎわいを生み出す都市基盤を形成するため、各拠点などにおいて、既存ストックを活かした市街地の戦略的な再整備を進めます。

1 市街地・開発地

（１）中心市街地

- 中心市街地である JR 三原駅周辺では、複合的都市機能の集積や都市型居住を誘導するとともに、三原城天主台周辺など歴史・文化資源の活用やコミュニティ道路化、建築物の壁面後退による、自転車・歩行者空間の整備などにより、回遊性の向上を図ります。
- 三原駅前東館跡地を活用し、人が集まり、にぎわいにつながる複合施設の整備を推進するとともに、駅前広場や市道の道路用地を有効利用し、にぎわい広場の機能を拡大することにより、交流拠点の形成を目指します。

（２）既成市街地

- 既成市街地において、道路、公園等の公共施設が十分でない地区では、地区計画の活用や道路・公園など、公共施設の充実により、防災性の向上を図ります。なお、整備に当たっては、様々な条件を勘案し、整備が必要な箇所を抽出した上で、計画的に推進します。
- 本町、西町等の、多くの寺社が残る地区をはじめとして、市内に残る全ての指定・未指定文化財の調査を行い、歴史文化基本構想の策定を目指します。
- 三原市空家等対策計画に基づき、地域における環境の確保と活性化を図るため、空き家・空き地の利活用を促進します。

（３）進行市街地

- 宅地化が進みつつある市街地において、道路・公園等の公共施設が十分でない地区では、必要に応じて地区計画等を活用して、良好な市街地の形成を図ります。

（４）新市街地

- 産業拠点に近接する JR 本郷駅周辺では、東本通土地区画整理事業や道路整備による、職住近接のゆとりある住宅市街地の整備を推進します。

（５）新規開発地

- 住工混在の解消、新規産業の立地を促進するため、埋立地や開発事業による新規産業用地の創出を促進し、道路など必要な基盤整備を推進します。

2 公共施設

(1) 公共施設の総合的な管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の保有や、維持管理、大規模改修、建替え等について、中長期的な視点から計画的・効果的に推進します。
- 公共施設等の再構築・再配置等により発生が予想される公的不動産の未利用地については、有効活用方策について検討していきます。

(2) 公共施設のバリアフリー化

- バリアフリー法^{※1}に基づき、旅客施設や建築物、道路、公園、駐車場の総合的なバリアフリー化を進めます。
- 市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者、障害者など誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化に配慮した市営住宅の整備・改良を推進します。



写真 市庁舎イメージパース



写真 JR 本郷駅エレベータ

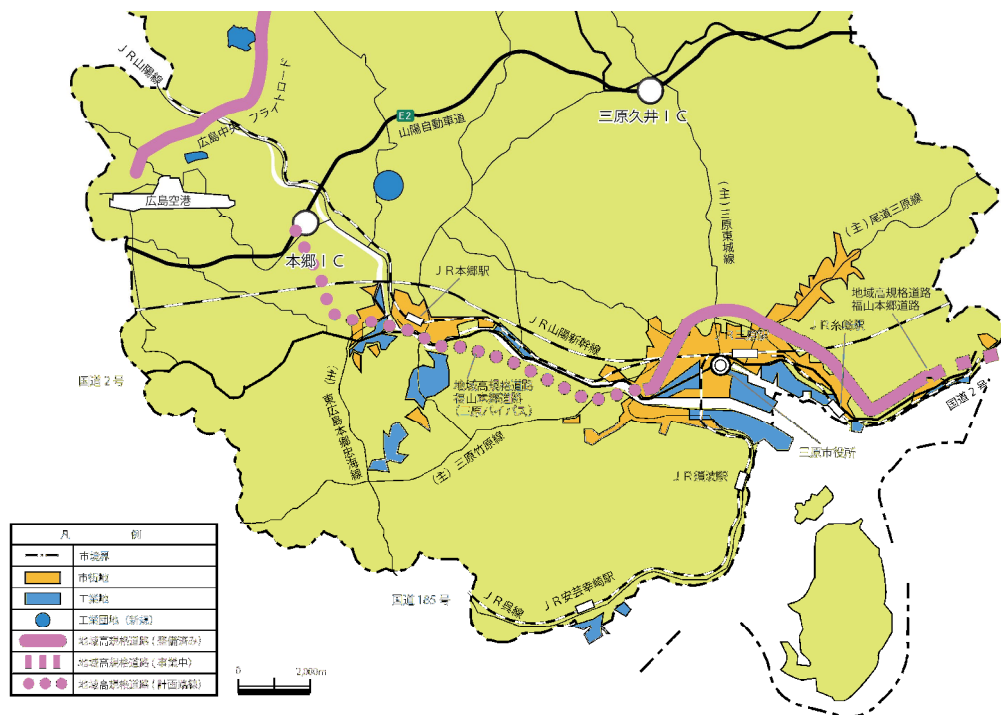


図 市街地整備方針図

※1 バリアフリー法とは、平成 18 年に制定された、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体化された法律で、ハード・ソフト両面から施策を充実させ、高齢者や障がい者なども含めたすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会をめざすものです。

4. 自然環境・景観の保全・形成の方針

＜基本的な考え方＞

- 自然環境と調和した良好な都市環境を形成するため、豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に配慮した市街地整備と土地利用の誘導を図ります。
- 健康で安全な生活環境を守るため、市民や事業者との協働のもと、大気・水環境の保全方策等を推進します。
- 環境負荷の少ない持続可能な都市を形成するため、市民と行政との協働により、低炭素型の都市づくりを推進します。
- 本市の歴史・文化を伝える魅力的な地域資源や、水と緑に囲まれた豊かな自然環境等を活かした、個性的で魅力ある景観を形成するため、景観行政団体への移行により景観計画を策定し、その取り組みを推進します。
- 市中心部のグランドデザインを実現するため、建築物や工作物、屋外広告物などの誘導方法を検討し、官民一体となったまちなみ形成を推進します。

1 自然環境の保全・再生

(1) 自然環境の保全・再生

- 市域の大半を占める山林や里山の保全・再生を図ります。
- 沼田川等の河川や瀬戸内海の海岸等は、水辺や海辺に親しむ空間として、保全・再生を図ります。
- 生産や防災、生物生息空間など、多面的機能を有する農地の荒廃を防ぎ、有効利用を促進するため、営農環境の改善を図ります。
- ヒョウモンモドキ、エヒメアヤメ、ハマサジ等の希少な動植物の生息地については、関係団体等との連携のもと、適切な保全を図ります。
- 自然環境保全の観点から、無秩序な市街化の防止や、生活環境の確保、風致の維持が必要な場合には、これらを保全すべき地域として、開発の抑制等を図ります。

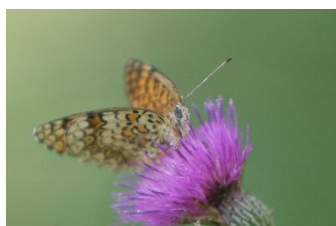


写真 ヒョウモンモドキ



写真 エヒメアヤメ



写真 ハマサジ

(2) 生活環境の保全

- 下水道整備など生活排水対策を推進するとともに、工場・事業所に対する排水対策の徹底や、市民に対する環境学習により、公共用水域の水質保全を図ります。
- 自動車排出ガスや工場のばい煙等の排出の抑制を住民・企業等に働きかけ、良好な大気環境の保全を図ります。
- ごみの減量化や再資源化に向けた市民意識の啓発とともに、不法投棄の防止と監視体制の強化を図ります。

（３）快適環境の保全と創造

- 快適で個性豊かな景観形成を図るため、道路をはじめとする公共施設の整備、まちなみの創造を図ります。なお、整備に当たっては、様々な条件を勘案し、計画的に推進します。
- 市街地や工業地での公園・緑地整備や敷地の緑化により、緑の創出を図るとともに適正管理を行います。なお、敷地の緑化に当たっては、工場立地法による緑化義務等をはじめとする各種制度の周知と適正な運用に努めます。
- 潤いのある自然空間、レクリエーション空間として、沼田川等の既存ストックを有効利用した親水施設の設置等、河川環境の創出に努めます。
- 瀬戸内海国立公園や仏通寺御調八幡宮県立自然公園等の自然公園、県立中央森林公園、白竜湖スポーツ村公園、久井の岩海等は、レクリエーション機能や観光資源として、保全・活用を図ります。

（４）地球環境の保全

- 地球温暖化を防止するため、都市公園や街路樹の適切な維持管理等、緑化の推進及び緑地の保全を図ります。
- 記念樹贈呈事業や環境学習等を通じて、市民の緑化意識の醸成を図ります。
- 交通渋滞対策や公共交通機関・自転車の利用促進等により、温室効果ガスの排出抑制を図ります。



写真 沼田川船木峡



写真 大野浦海水浴場

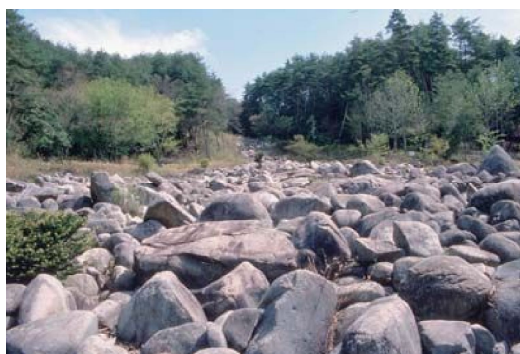


写真 久井の岩海



写真 白竜湖

2 景観の保全・形成

(1) 自然景観

- 瀬戸内海国立公園筆影山・竜王山からの眺望に代表される瀬戸内海の多島美など、自然景観を保全するとともに、アクセス道や眺望の場を整備し、観光資源としての活用を図ります。
- 城跡や寺社など歴史・文化資源については、その周辺一体の自然や景観・風景等を含めた面的な保存に努めます。
- 市街地の背後地の山林は、広島県景観条例等の適切な運用などにより、良好な自然景観として保全を図ります。
- 沼田川等の河川沿いでは、河川改修と併せた親水施設の整備や緑化を促進し、水と緑からなる水辺景観の形成を図ります。
- 港湾施設は、緑地や親水空間の創出を図り、美しい海岸景観の形成を促進します。



写真 船木峡と広島スカイアーチ



写真 筆影山からの眺望

(2) 都市景観

- 広島空港とその周辺地区では、広島県景観条例等の適切な運用などにより、優れた沿道景観や水辺景観の保全・形成を図ります。
- JR 三原駅と三原内港が立地する市街地は、市中心部のグランドデザインに示された質の高い公共空間の形成とともに、建築物や工作物、屋外広告物などの誘導方法を検討し、良好で魅力ある景観の形成を図ります。
- JR 本郷駅周辺地区を流れる水路は、市街地にうるおいを与える資源として活用し、適切に維持管理します。
- 建築物や工作物、屋外広告物の誘導方法の検討などにより、歴史的景観と調和したまちなみの形成を図ります。
- 建築物、工作物等の設置にあたっては、色彩や形態・意匠等の適切な誘導に努め、必要に応じて地区計画や建築協定等の活用を検討します。
- 良好な景観の形成や、美観・風致を維持するため、広島県屋外広告物条例等の適切な運用により、屋外広告物の規模やデザイン等を適正に誘導します。
- 沿道環境やまちなみとの調和など、景観に配慮した道路空間の整備、街路樹や公園等の適切な配置・維持管理による、緑のネットワークの形成を図ります。
- 沼田東町や久井町、大和町等の農村集落では、農地や水路、里山、農家住宅等からなる良好な田園景観の保全を図ります。



写真 JR 三原駅前広場の景観



写真 三原城跡



写真 グランドデザイン

5. 安全・安心なまちづくりの方針

<基本的な考え方>

- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害や東日本大震災、熊本地震等の近年の大規模災害の教訓をふまえ、「防災」と「減災」の2つの視点から、起こりうる様々な自然災害に備えるため、ハード・ソフト両面による施策を効果的に推進します。
- 地域における防災力を向上するため、行政の災害対処能力を向上し「公助」の強化を図るとともに、市民の「自助・共助」を支援します。
- 日常的な安全性が確保された市街地を形成するため、防犯まちづくりを推進します。

1 災害に強い都市基盤の整備

- 洪水による被害の防止・軽減を図るため、沼田川等の河川改修等を進めます。
- 土砂災害による被害の防止・軽減を図るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。
- 高潮や津波等の災害に備え、堤防や護岸の改良補強など、海岸保全施設の整備を促進します。
- 市街地の雨水排水機能向上のため、下水道整備を推進するとともに、長寿命化対策等を図りながら、適切な維持管理を行います。
- 市街地における災害時の被害を軽減するため、延焼防止や、避難・救助・物資の輸送等に資する道路や公園等のオープンスペースの整備を推進するとともに、適切な維持管理を推進します。
- 緊急輸送に必要な道路、港湾施設の整備を促進するとともに、上水道などライフラインの耐震化を進めます。
- 緊急輸送を担う道路網形成のため、地域高規格道路福山本郷道路（木原道路）の整備を促進するとともに、地域高規格道路福山本郷道路の計画区間についても、国など関係機関と連携し、機能強化に向けた取り組みを進めます。
- 防火水槽や耐震性貯水槽の計画的な整備を推進します。
- 密集住宅市街地では、まちづくり活動との連携、地区計画等の活用による避難路、公園の充実や建築物の壁面後退により、防災性の向上を図ります。
- 空き地・空き家の公共空間としての活用や、危険な空き家の解体・撤去などを進めます。

2 建築物の不燃化、耐震化

- 市役所、学校、コミュニティセンター等の避難施設や、緊急輸送道路沿道の建築物の不燃化、耐震化を推進します。
- JR 三原駅周辺等、建築物の密集した商業地等の建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 地震時における建築物の倒壊を防止するため、老朽建築物や旧耐震基準による建築物を対象とした耐震診断の普及等によって、耐震改修を促進します。

3 防災体制の確立、強化

- ハザードマップの作成や住民自治組織の活動等を通して、災害危険箇所や避難場所、避難路の周知とともに、防災意識の啓発や自主防災組織の設立促進・育成支援を図ります。
- 災害情報の多様な伝達手段を整備し、迅速かつ確実な防災連絡体制の確立・強化を図ります。
- 災害に備え、各家庭や地域に非常持ち出し品の準備等を促進するとともに、学校等の拠点避難所においては、防災資材や生活に必要な物資の備蓄を図ります。

4 交通安全・防犯対策の推進

- 交通の円滑化と安全確保のため、道路照明施設整備計画に基づき、道路照明施設の整備を推進します。
- また、地域の防犯及び交通安全の確保のため、住民自治組織との連携のもと、防犯灯の設置及び更新を推進します。
- 通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携のもと、継続的な合同点検や対策の実施などを推進します。

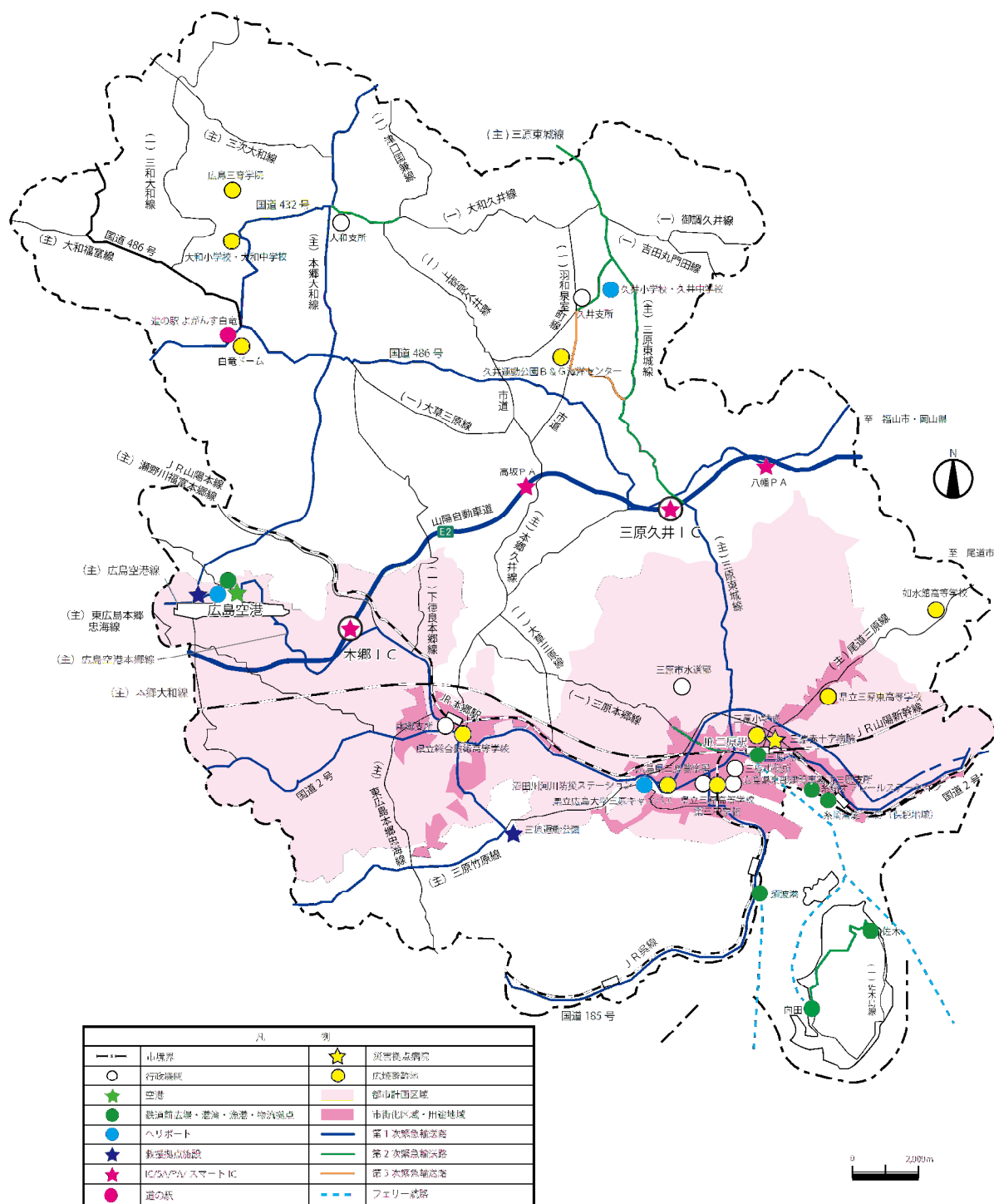


図 防災施設整備方針図